計画作成年度	令和2年度
計画主体	平塚市

平塚市鳥獣被害防止計画

(計画期間:令和3年度から5年度まで)

<連絡先>

担当部署名 平塚市産業振興部農水産課所 在 地 神奈川県平塚市浅間町9番1号電話番号 0463-35-8103 FAX番号 0463-35-8125 メールアドレス nosan@city.hiratsuka.kanagawa.jp

計画の策定に当たって

近年、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、本市において も西部地区を中心に、イノシシやニホンジカ等による農作物被害等が発生をしています。この被害は、 農業者の営農意欲の低下を招くだけでなく、離農へのきっかけにもなっています。

このため、本市では、被害を防止し農業の継続的な発展を図るため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)」に基づき、農業者を含めた市民、関係機関及び行政が連携し、一体となって対策に取り組む「平塚市鳥獣被害防止計画」を策定します。

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類(ハシブトガラス及びハシボソガラス(以下「カラス」という。)、スズメ、ム クドリ、ヒヨドリ)
計画期間	令和3年度から5年度まで
対象地域	神奈川県 平塚市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

白兴人心行经	被害の現状		
鳥獣の種類	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
イノシシ	稲、野菜、イモ類、 豆類、果樹	2. 47	1, 039
ニホンジカ	イモ類、果樹	0.02	3
ハクビシン	豆類	0.03	8
アライグマ	果樹	0. 3	1 4 2
タヌキ	なし	0	0
アナグマ	なし	0	0
鳥類	野菜	0.09	300
対象鳥獣以外 (ハト)	野菜	0.09	2 6
<u></u>	計	2. 99	1, 518

^{※「}令和元年度野生鳥獣による農作物被害調査結果(神奈川県自然環境保全課)」による。

<参考>過去の被害状況

年度	被害面積(h a)	被害金額 (千円)
平成28年度	7.06	4, 190
平成29年度	8. 00	2, 010
平成30年度	2. 33	3, 501

^{※「}平成28~30年度野生鳥獣による農作物被害調査結果(神奈川県自然環境保全課)」による。

[※]被害面積(ha)は、四捨五入により合計が突合しない。

(2)被害の傾向

○イノシシ

市西部において農作物への被害のほか、農地の掘り起こしや畦畔の崩壊等、農業に深刻な影響を及ぼしている。また、農地のみならず住宅付近でたびたび目撃されており、交通事故等の生活被害も懸念される。

なお、高根及び土屋地区に複数の農地を防護する広域の侵入防止柵(以下「侵入防止柵」という。)を設置した結果、農作物被害が減少するとともに、捕獲が効率的に行えるようになったが、未設置地区では被害が高い水準にある。

○ニホンジカ

主に土屋地区や吉沢地区において捕獲実績があり、果樹等への被害が発生している。また、農地のみならず住宅付近でたびたび目撃されており、交通事故等の生活被害も懸念される。

○ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ

市街地を含め、市内の広範囲に生息が確認されており、トウモロコシやラッカセイ、ブドウ、 イチゴ等への被害が発生している。また、住宅の屋根裏や家庭菜園への侵入等、生活被害も発生 している。

○鳥類

市街地を含め、市内の広範囲でトウモロコシ、豆類及び果樹への被害が発生している。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
被害金額	1,518千円	1,366千円
被害面積	2. 99ha	2.69ha
被害減少率		被害金額又は被害面積 10%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

(4) 促米薄しくさに依	従来講じてきた被害防止対策	課題
被害防止に関する取組	農業者や地域住民に対して、鳥獣 の生態や適切な対策方法に関する講 習会を実施	講習会等による継続した知識普及を図るとともに、鳥獣を寄せ付けない環境づくりへ向けて地域での話し合いの機運を醸成することが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	平成28年度 高根地区にイノシシ侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ)を設置 平成29年度・30年度 土屋地区にイノシシ侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ)を設置 令和元年度 土屋地区にイノシシ及びニホン ジカ侵入防止柵(電気柵5段張り)を設置 農業者による自主的な農地における被害防除の取組(以下「自主防除」という。)を促進するため、電気柵等の被害防除資材購入費への補助を実施	侵入防止柵の機能を維持するため、 地域ぐるみで効率的かつ継続的な維持管理を実施していくことが必要である。また、農業者による自主防除の取組をより一層拡大していく必要がある。
捕獲等に関する取組	○イノシシ 市の捕獲許可に基づき、捕獲を実施。箱わな設置、管理及び止めさしを、市が委託する神奈川県猟友会平塚西支部(以下「猟友会」という。)が実施 ○ニホンジカ 県の捕獲許可に基づく捕獲を実施。箱わな設置、管理及び止めさしを、市が委託する猟友会が実施 ○ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ市の捕獲許可に基づき、捕獲を実施。箱わな設置、管理及び止めさしを、市が委託する業者が実施 ○カラス市の捕獲許可に基づき、捕獲を実施。箱わな設置、管理及び止めさしを、市が委託する下吉沢カラス対策組合(以下「カラス対策組合」という。)及び業者が実施	侵入防止柵等を活用し、より効率的な捕獲を実施することが必要である。 主に土屋地区、吉沢地区において出没を確認しており、個体数を増加させないため、継続した捕獲を実施する必要がある。 市内の広範囲に被害が発生しており、効果的な捕獲体制の強化が必要である。 効果的な捕獲体制の強化が必要である。

(5) 今後の取組方針

国の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」 並びに県の「神奈川県イノシシ管理計画」及び「神奈川県ニホンジカ管理計画」の内容を踏まえな がら、平塚市有害鳥獣対策協議会(以下「協議会」という。)、平塚市鳥獣被害対策実施隊(以下 「実施隊」という。)、関係機関、農業者及び地域住民等と連携し、地域ぐるみの効果的な被害防 止対策を実施する。

○鳥獣を寄せ付けない環境づくりの支援 農地や住宅地周辺に鳥獣を寄せ付けないため、地域ぐるみで行う対策を支援する。

○農地における防除の推進

自主防除を継続的に推進していく。

あわせて、地域の実情等に応じて、侵入防止柵の設置を検討するとともに、設置済みの柵の適切な維持管理体制づくりに取り組む。

○有害個体の捕獲

侵入防止柵の周辺等、捕獲に適した場所において、わなを使用した捕獲を継続的に実施する。また、地域住民による自主的な捕獲活動ができる環境を整備し、捕獲の強化を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊や各関係機関等と連携し捕獲を実施する。

○イノシシ、ニホンジカ

わなを使用した捕獲を実施する。わなは地域の要望や被害状況等に応じて、十分な安全が確保された場所に設置する。わなの維持管理については、猟友会、農業者及び地域住民等と協力して行い、継続した捕獲体制づくりに努める。

○ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ

市が委託する業者等がわなを使用した捕獲を実施する。わなは、被害状況等に応じて設置する。

○鳥類

カラスについては、市が委託するカラス対策組合や業者等がわなを使用した捕獲を実施する。 カラス以外の鳥類については、自主防除の支援を中心に対策を実施する。

※銃器による捕獲については、近隣住民の安全を考慮し原則実施しない。ただし、鳥獣が市民の安全 に影響を及ぼす可能性がある場合等、必要に応じて関係機関と十分に協議、検討の上、実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度から 5年度まで	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、 アライグマ、タヌキ、アナグマ、 カラス	・狩猟免許取得の支援・農業者や地域住民の自主的な捕獲に対する協力

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ○イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス
 - 近年の出没状況及び被害状況を考慮した上で捕獲数等を設定し捕獲を実施する。
- ○ニホンジカ

神奈川県ニホンジカ管理計画(平成29年度から第4次計画)に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、管理捕獲を実施する。

○アライグマ

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生息状況を把握した上で、捕獲を実施する。

4.44 台 光区	捕獲計画数		
対象鳥獣	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	5 0頭	50頭	5 5 頭
ニホンジカ※	(4頭)	(4頭)	(4頭)
ハクビシン	25頭	25頭	25頭
アライグマ	80頭	85頭	90頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	5頭	5頭	5頭
カラス		800羽	300羽

[※]ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

<参考>これまでの捕獲実績(実施隊及び市が委託した業者等が捕獲した頭数・羽数のみ記載)

4治白 舟北	捕獲頭数・羽数		
対象鳥獣	平成29年度	平成30年度	令和元年度
イノシシ	14頭	42頭	5 5 頭
ニホンジカ	2頭	5頭	2頭
ハクビシン	14頭	18頭	40頭
アライグマ	6 2頭	98頭	105頭
タヌキ	6頭	18頭	25頭
アナグマ	2頭	12頭	19頭
カラス	325羽	361羽	398羽

捕獲等の取組内容(有害個体の捕獲)

年間を通してわなによる捕獲を市内全域で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	該当なし。 (権限委譲済:イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類)

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

上上去,白兴下	整備内容	
対象鳥獣	令和3年度から4年度まで	令和4年度から5年度まで
イノシシ ニホンジカ	必要に応じた侵入防止柵 (ワイヤーメ ッシュ柵又は電気柵) 設置の検討	管理体制の整った地域への侵入防止 柵(ワイヤーメッシュ柵又は電気柵)の設置

(2) その他被害防止に関する取組

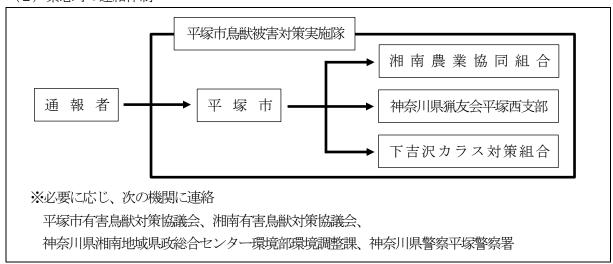
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度から 5年度まで	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、アライグマ、 タヌキ、アナグマ、鳥類	 ○鳥獣を寄せ付けない環境づくりの支援 ・鳥獣の生態や適切な被害防止対策の方法に関する講習会を開催し、農業者や地域住民に対して知識普及を図る。 ・餌場となる放置果樹の除去や隠れ家となる藪の刈払いの実施等、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに必要な対策を、地域が主体的に実施できるように支援を行う。 ○自主防除の推進電気柵等による自主的な防除対策等を推進するため、必要となる資材購入への補助事業の周知を図り、活用を促す。
	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、アライグマ、 タヌキ、アナグマ	○設置済みの侵入防止柵の適切な維持管理 侵入防止柵の効果を継続的に発揮させるため、 農業者及び地域住民と連携した地域ぐるみの維 持管理体制づくりに取り組む。

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対 処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
平塚市	関係機関との連絡調整、住民への情報提供及び注意喚起
湘南農業協同組合	農業者との連絡調整
神奈川県猟友会平塚西支部	捕獲の実施
下吉沢カラス対策組合	捕獲の実施
平塚市有害鳥獣対策協議会	関係機関との連絡調整
湘南有害鳥獣対策協議会	情報の共有
神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県警察平塚警察署	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、焼却、埋却又は捕獲実施者等による食用(自家消費)として適正に処分する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

イノシシ及びニホンジカの食品としての活用に関しては、地域資源として市場に流通させるために は捕獲頭数が少なく、衛生面や処理加工に関する課題があり、本市単独での実施は困難であるため、 他地域の事例について情報収集を行う。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 平塚市有害鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割
平塚市(農水産課・環境保全課)	協議会事務局、被害対策支援、関係機関調整、有害鳥獣の捕獲に関すること
湘南農業協同組合	被害対策支援、被害調査、農業者との調整、有害鳥獣の捕獲に関すること
神奈川県猟友会平塚西支部	有害鳥獣の捕獲に関すること
下吉沢カラス対策組合	有害鳥獣(カラス)の捕獲に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
湘南有害鳥獣対策協議会	近隣2町(大磯町・二宮町)との広域的な連携、情報共有
農業者・地域住民	農作物被害報告、防除対策の実施、有害鳥獣の捕獲に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

隊員	平塚市職員、湘南農業協同組合職員、 神奈川県猟友会平塚西支部会員、下吉沢カラス対策組合員
活動内容	・有害鳥獣の捕獲及び捕獲体制の整備・侵入防止柵の設置・被害及び生息状況の調査・被害防止技術等の向上及び普及指導・人的被害の防止等を目的とした緊急出動

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

なお、広域的な連携を必要とする取組は、「湘南有害鳥獣対策協議会」において、引き続き取り組んでいくものとする。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討・実施する。